

まいつらぶんが

書評委員 高原 到 武田 砂鉄 長瀬 海 五所 純子

米国の弁護士が 二度教えてくれた

小町谷 育子 こまちや いくこ／弁護士

毎日、郵便受けにビラが入っている。商品・サービス

の紹介から宗教の勧誘までさまざま。あなたは受け取ったビラをどうしているか。ごみ箱に直行？ 自分の政治的信条と全く合わない政治家の政策ビラについてはどうだろう。投函した人を、自分の意思に反した住居の立ち入りをしているので、住居侵入罪で逮捕してほしいと警察に言ってみたら、投函者が逮捕・起訴されることは決してないだろう。しかし、投函されたビラが市民によって作られたもので、内容が戦争に反対するものであるなら

ば、逮捕・起訴がなされ、裁判所が有罪を宣告する。それが日本で実際に起こったのだ。

本書は、イラク戦争への自衛隊派遣が決められた2004年当時、立川テント村の市民活動家3人がイラク派兵反対ビラを自衛隊官舎に投函し、住居侵入罪で逮捕・起訴され有罪判決を受けた事件を克明にたどった、米国弁護士による裁判ノンフィクションである。戦前から終戦後の占領、米軍の立川基地の返還、自衛隊基地への転用までの事情が立川テント村の創立と活動の背景を立体的に浮かび上がらせる。

投函されたビラそのもの、裁判資料、インタビュから、被告となった3人の思い、支援者や憲法研究者の運動、弁護団の結成、アムネスティ・インターナショナルの「良心の囚人」声明が、表現の自由の保障をめぐる複層的な闘いを、時を超えて生き生きとよみがえらせる。

実は同じ頃、日本共産党の資料・ビラの投函で1人が住居侵入罪、もう2人が国家公務員法違反（政治的行為の禁止）で逮捕・起訴された事件があった。本書では、これら四つの事件が交錯しながら、最高裁へと上がっていく様子を

活写する。

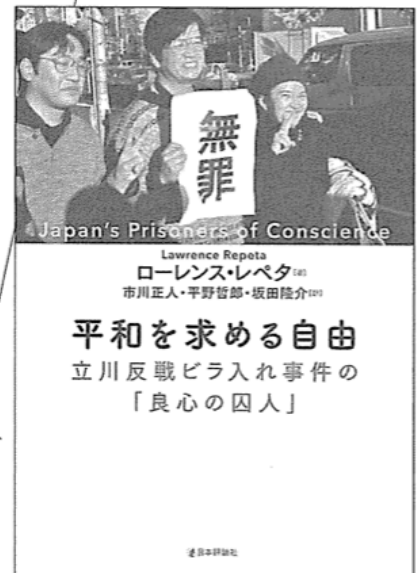
最上級審の判断は分かれた。その内容とレベタ氏による評価は本書に譲ろう。筆致は静謐で過激なところは一切ない。憲法と訴訟実務に精通した研究者3人のこねた日本語訳と詳しい訳注もうれしい。

レベタ氏の名前を法曹界で知らない者はいない。「法廷メモ」訴訟の原告本人だからだ。彼の名を取って「レベタ事件」とも呼ばれる。最高裁は「傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するために必要されるものである限り、尊重に

値し、故なく妨げられてはならない」として、メモを取る行為が「憲法21条1項の規定の精神に合致する」と述べた。彼の権利を巡る鋭い感覚は、彼を支えた自由人権協会（JCLU）の会員弁護士にも感銘を与えた。本書の著者略歴で紹介された「MEMOがとれない」（有斐閣）の秋山幹男弁護士

の論稿部分も併せて読んでみてほしい。

レベタさん、ありがとう。本書と「法廷メモ」事件で二度にわたり、自由と権利は断絶の努力によって保持しなければならぬこと（憲法12条）を私たちは教えてもらった。



『平和を求める自由
立川反戦ビラ入れ事件の「良心の囚人」』
ローレンス・レベタ＝著
市川正人・平野哲郎・坂田隆介＝訳
日本評論社 定価1980円（税込）
ISBN978-4-535-52882-6